

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問 1】及び【設問 2】に答えなさい。なお、各設問は独立した問題として解答すること。

【事例】

弁護士 L は、X 株式会社（以下「X 社」という。）の訴訟代理人として、Y に対し、建物收去・土地明渡しを求める訴えを提起した（以下、この訴えに係る訴訟を「本件訴訟」という。）。訴状には、原告 X 社、同代表者代表取締役 A、被告 Y、請求の趣旨として「Y は、X 社に対し、乙建物を收去して甲土地を明け渡せ。」、請求原因事実として「甲土地は B が所有していたが、X 社は甲土地を B から代金 2 億円で買い受け、代金全額を支払った。甲土地上には乙建物が存在し、乙建物の所有名義人は Y である。Y は乙建物を所有して甲土地を占有している。」などと記載があった。

口頭弁論期日には弁護士 L 及び Y 本人が出席した。X 社において上記のとおり請求の趣旨や請求原因事実を陳述したのに対し、Y は、乙建物は Y の夫 C の所有であり、Y は乙建物を所有したことがない旨陳述して争った。なお、甲土地の占有権原に関して、Y の主張立証はないものとする。

審理の結果を踏まえ、裁判所は、一定の事実認定に基づいて判決をした（以下「本件判決」という。）。

【設問 1】

土地所有権に基づく物上請求権を行使して建物收去・土地明渡しを請求するには、現実に建物を所有することによってその土地を占有し、土地所有権を侵害している者を相手方とすべきものとするのが判例である。審理の結果、下線部の事実を認定できる場合であっても、裁判所は、訴訟要件の欠缺なしとして請求に対する本案判決をすることができるか、説明しなさい。

【設問 2】

本件判決は、X 社の請求を認容するものであり、仮執行の宣言が付されていた。本件判決に基づく強制執行に向けた準備の際に、弁護士 L に訴訟委任をした当時の X 社代表取締役は A であったが、その後 A は取締役を解任され、訴えの提起当時の代表取締役は D であったことが判明した。この場合において、A が解任されたことによって弁護士 L の訴訟代理権がどのような影響を受けるかに着眼しつつ、弁護士 L による訴えの提起行為を有効とする理由を示しなさい。